

「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針」（抄）

平成 23 年 8 月 3 日
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

I. 各項目における対処方針

【26】

項目名	処方せんの電子化
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省は、処方せんの発行にかかる考え方を明確化する。＜平成23 年度中に結論＞ 上記検討に資するため、総務省は、厚生労働省と連携して、処方せんの電子化に関する効果・課題の抽出に取り組む。＜平成23年度以降＞

【34】

項目名	匿名化された個人の情報の活用
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> 消費者庁は、匿名化された情報の具体的な事例等について各省庁等から情報収集を行い、その成果を消費者庁から各省庁に提供する。＜平成23 年度中措置＞ 個人情報保護ガイドラインを所管する各省庁は、消費者庁から提供された情報を参考に、必要に応じ手引きやQ&A、事例集等で、事業者に分かりやすいように匿名化情報の事例を示す。＜平成23 年度以降措置＞